鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県自治体クラウド

資料２

導入検討事業調達業務企画提案書評価委員会）運営要綱（案）

（趣旨）

第１条　鳥取県自治体クラウド導入検討事業調達業務の総合評価一般競争入札企画提案書に係る審査等を行うため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県自治体クラウド導入検討事業調達業務企画提案書評価委員会）（以下「評価委員会」という。）を運営する。

（調査審議する事項）

第２条　評価委員会は、鳥取県自治体クラウド導入検討事業調達業務の受託者の選定に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

(１)　企画提案書の評価を行うこと。

(２)　その他、鳥取県自治体クラウド導入検討事業調達業務企画提案書の評価のため必要な事項

（組織）

第３条　評価委員会は、委員５人で構成する。

（委員）

第４条　委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が委嘱する。

２　委員の任期は、委嘱の日から平成３０年１０月３１日までとし、１年を超えない期間とする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　評価委員会に委員長を置き、委員の互選により委員長を選出する。

２　委員長は、評価委員会を代表し、会議を総理する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　評価委員会は、委員長又は委員会の庶務を行う所属の長が招集し、委員長が議長となる。

２　評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　評価委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（秘密の保持）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　評価委員会の庶務は、鳥取県総務部情報政策課において行う。

　　　附　則

　この要綱は平成３０年４月１３日から施行する。